静岡家庭裁判所委員会議事概要

(静岡家庭裁判所委員会庶務)

- 1 日 時 平成23年7月15日(金)午後2時00分~午後3時30分
- 2 場 所 静岡家庭裁判所大会議室
- 3 出席者

(委員)

海野フミ子,奥田都子,小栗正雄,末木宏典,中西丈治,藤田美枝子,望月 弘敏(以上学識経験者),熊田俊博,福地繪子(以上弁護士),大橋玲子(以 上検事),竹花俊徳,生島恭子(以上裁判官)

(事務担当者)

田島克彦(事務局長),古賀正弘(首席家庭裁判所調査官),吉山博仁(家事首席書記官兼少年首席書記官),平澤哲(主任家庭裁判所調査官),萩原勝則(訟廷管理官),秦宏一(主任書記官)

(庶務)

宮澤康弘(総務課長),笠原慎吾(総務課課長補佐)

- 4 議事内容等
 - (1) 議事に先立ち、新たに委員となった大橋玲子検事(4月12日付け)、 生島恭子裁判官(4月1日付け)からそれぞれあいさつがあった。
 - (2) 前回に引き続き、成年後見人が行う後見事務の許容範囲について、事例 を挙げて意見を聞いたところ、委員から次のような意見が述べられた。

(○印:委員発言)

- ア 被後見人の父が死亡し、相続人が被後見人と被後見人の姉しかおらず、 相続財産は姉が現在居住する不動産しかなく、姉は年金収入以外に資産が ない場合について
 - 姉がこれまで父と一緒に暮らしていて、父の面倒をみていたならば、

父は非常に精神的に安心した生活ができたと思う。草取りなど家の管理 も姉がしていたのではないか。そういうことを考えて、後見人は、被後 見人の相続を放棄して、姉が居住する不動産すべてを姉の相続とするべ きではないか。

- 被後見人がその後の生活に困らなければよいが、万が一、被後見人が 病気になり、治療に多額のお金が必要になる場合も考えられる。被後見 人が今後財産が必要になった場合のため、不動産は被後見人と姉が2分 の1ずつ相続し、固定資産税は実際に使う姉が支払えば良いのではない か。
- 相続にあたっては、後でどうしてそのような判断をしたのか、理由が わかるようにしておくと良いのではないか。
- イ 被後見人の財産は現在は相当な額があるものの,毎月大幅な赤字であることから,将来的には底をついてしまうことが予想される。そうした場合に,被後見人の今後の生活のことを考え,被後見人の財産を株式投資などリスクはあるが,高い利益の見込める投資により運用することの相当性について
 - 後見人は、財産を減らすリスクのあることをやってはいけないのでは ないか。仮に将来的に底をついてしまったとしても、そのときは生活保 護という別の制度があるのだから、そちらを利用すればよい。
 - 博打になってしまうような投資は認めるべきではない。
- (3) 以下の項目について意見を聞いたところ、委員から以下のような意見が述べられた。
 - (○印:委員発言,◇印:事務担当者発言。)
 - ア 裁判所の後見監督のあり方について、厳格に監督すべきか、あるいは ある程度後見人の自主性に任せるべきか。
 - 後見人の裁量は小さい方が良いのではないか。同じ後見制度を利用し

ているのに、後見人により判断が違うのはおかしい。

- すべてについて裁判所がしっかり監督するとすれば、とても人員が足りないのではないか。
- 親族後見人の場合,親族が集まり被後見人のためにみんなで話し合って後見人を決めたのであれば,ある程度の監督で良いのではないかと思う。不正事案のために厳しく監督しようとすれば多くの労力,費用をつぎ込むことになってしまう。不正があった場合には,誰でも不正があったことを申し立てることができるような制度があればよいのではないか。
- 親族後見人の行為について、親族間で争いがある場合、調停のような ことをしてくれるのか。
- ◇ 親族後見人の行為についておかしな点があったときは、裁判所に言っていただければ、裁判所は、調査の上、必要な監督をすることになる。もっとも、親族間で争いがある場合は、親族ではなく第三者が後見人になることが多いと思われる。
- 後見人が不正をした場合は誰が被害弁償をするのか。
- ◇ 不正をした後見人がすることになる。被害弁償できない場合も考えられるが、国の制度を利用しているのだから国が被害弁償をするという仕組みにはなっていない。
- 後見監督のあり方について指針のようなものを作ることも考えるべき ではないか。
- 親族がいないと誰も後見人の不正に気づかないので、預貯金について 現状を報告させるなど、裁判所の方で厳しく監督すべきではないか。
- 後見人が善意でやっている行為に目くじらを立ててもきりがないのではないか。
- 私達の生活に密着したことについて裁判所がすべてやることには限界 があるのではないか。もう少し市民に近い立場の者がある程度判断して,

それでも問題があるものだけ裁判所が判断するよう,制度的に考えることが必要ではないか。

- 生活保護等の判断時には民生委員が様々な確認をする。そのような制度がないと、裁判所が監督すると言っても監督しきれないのではないか。 イ 成年後見制度の広報のあり方について
 - 成年後見のことをある程度知っている者であれば家庭裁判所に聞けばいいとわかるが、一般の方はそもそもどこに尋ねたらいいかわからないのではないか。例えば市役所に尋ねたら、家庭裁判所を案内してくれるような仕組みが必要ではないか。

ウ 後見人の給源について

○ 市民後見人が一般的になれば、制度そのものに対する理解も広がって いくのではないか。

(4) 次回開催日等について

事務局から,第5期から新たに委員となる方の選任について現在調整中であること,次回期日については新たに選任された委員の方を含め都合をうかがって調整する旨の説明がされた。

以上